

第5章

計画の進行管理と推進体制

本章では、今後、環境基本計画を円滑に進行管理するための方法や推進体制の仕組みを示しています。



第 1 節 進行管理

計画を着実に推進していくため、本計画では施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)の PDCA サイクルを導入します。

1 計画(Plan)

(1)計画の策定・改定時

町は町民や事業者の意見を広く取り入れた計画づくりを行います。
環境審議会は、町長から環境基本計画に関する諮問を受けて審議を行い、町長へ答申します。

(2)毎年度

町は毎年度、見直し (Action) の結果を受けて施策や事業の計画を再確認し、総合計画の実施計画やエコアクション 21 の環境活動計画などに反映します。

2 実行(Do)

町は重点プロジェクトや個別の施策・事業などの「町の取り組み」を推進するとともに、「町民・事業者の取り組み」の推進を図ります。
町民・事業者は自発的・積極的に取り組みを推進するとともに、「町の取り組み」に対して協力します。

3 点検(Check)

庁内推進組織が中心となって目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況をとりとまとめ、環境町民会議や環境審議会での点検・評価を経て、年次報告書を発行します。
町は年次報告書をホームページ等で公表し、町民・事業者から意見を募ります。
町民・事業者は、年次報告書に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

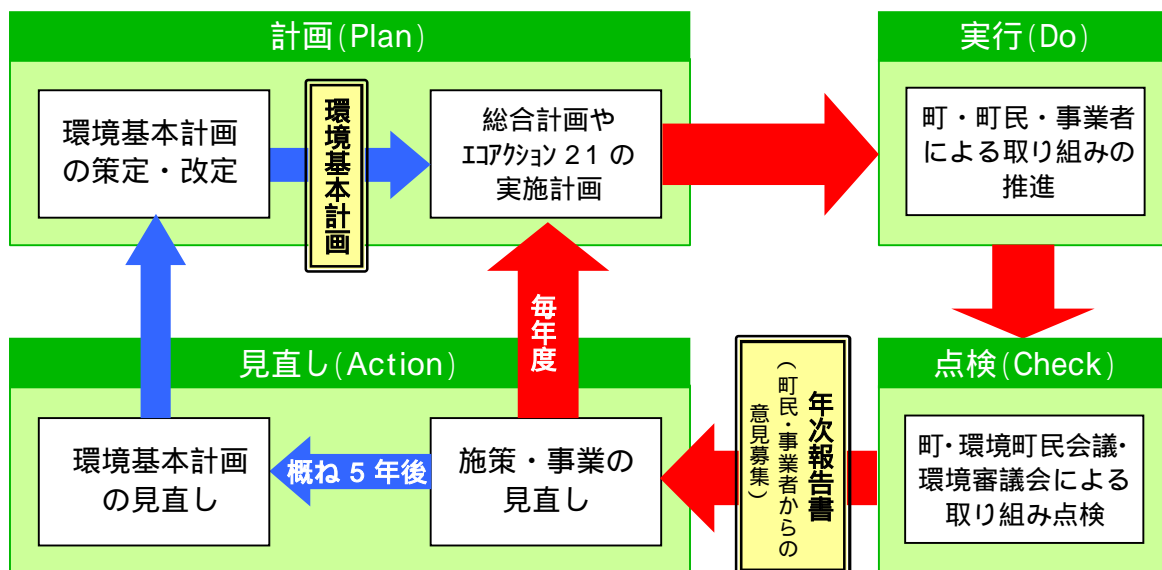
4 見直し(Action)

(1)毎年度

環境町民会議や環境審議会における点検・評価、町民・事業者からの意見を踏まえ、町は「町の取り組み」の見直しを行います。

(2)計画の見直し時

必要に応じ、概ね 5 年後を目途に計画内容を見直します。



計画の進行管理のフロー

第 2 節 推進体制

環境基本計画の着実な推進を図るためには、町・町民・事業者などのそれぞれの主体がお互いの役割を理解するとともに、自らが出来ること、なすべきことを責務とし、自発的に行動することが大切です。さらに、各主体のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力に計画が推進されるような推進体制の構築を目指します。

ここでは、計画を推進する主体とその役割について示します。

1 町・町民・事業者

(1)町

庁内各課

町の施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行うことによって、「町の取り組み」を着実に推進していきます。また、「町民・事業者の取り組み」に対する支援などを積極的に行います。

庁内推進組織

環境基本計画に掲げた重点プロジェクトや、町の施策・事業などを総合的かつ計画的に進めていくためには、庁内各課の連携が求められます。そのため、横断的な庁内推進組織を設置し、関係各課の環境保全に係る施策・事業を調整して「町の取り組み」を積極的に推進します。また、計画の進捗状況について「町の取り組み」を把握し、その公表、点検・評価、見直しを行います。

(2)町民

「町民の取り組み」を積極的に推進していくとともに、「町の取り組み」「事業者の取り組み」の推進などに協力します。また、地域組織や民間団体・NPO などでの活動に参加することも望まれます。

(3)事業者

「事業者の取り組み」を積極的に推進していくとともに、「町の取り組み」「町民の取り組み」の推進などに協力します。また、近年では企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、積極的に環境保全活動を行っている事業者も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

2 環境町民会議

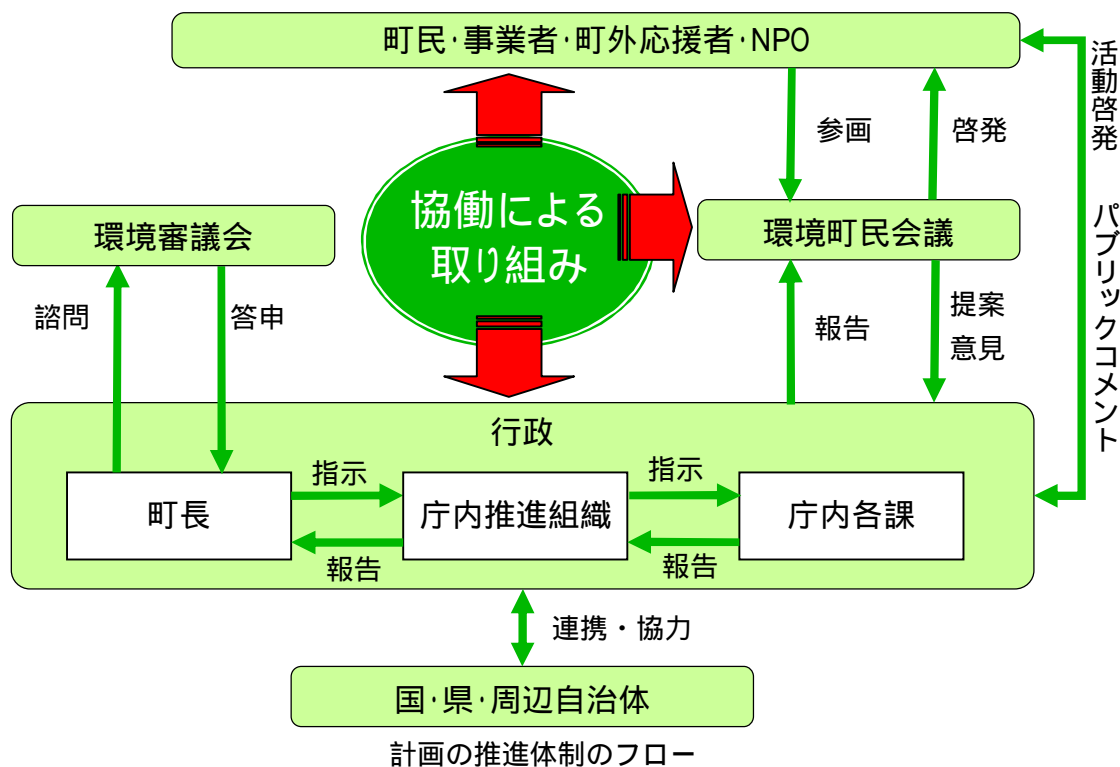
環境町民会議は、町民や事業者などの代表者で組織され、環境基本計画の策定や計画の推進などの審議を行います。また、庁内推進組織がとりまとめた目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

3 環境審議会

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するための町長の附属機関です。また、庁内推進組織がとりまとめた目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

4 国・県・周辺自治体との関係

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺自治体や県、国などとの連携・協力を努めていきます。



第3節 その他の計画推進方策

計画の周知や他の行政計画との調整、財源措置などによって、計画を推進していきます。

1 計画の周知・広報

環境基本計画の計画書は町のホームページに掲載するとともに、計画の概要をわかりやすくまとめた概要版を町民や事業者に配布します。また、「広報かわねほんちょう」のほか、さまざまなメディアを活用して広く計画を周知します。

2 各種計画との連携

本計画は川根本町総合計画をはじめ、他の行政計画と調整を図りながら推進します。なお、環境の保全及び創造に関しては、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう、相互の連携を図ることとします。

3 財政措置

環境基本計画に掲げられた各種取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に重点プロジェクトに位置づけられている取り組みについては、優先的かつ重点的に財政上の措置を講ずることとします。

エコアクション 21 認証取得

本町は、平成20年5月に環境への取り組みを認証・登録する環境省の制度「エコアクション 21」の認証登録を受けました。県内の自治体では牧之原市、藤枝市に次いで3例目で、町としては初めての認証取得でした。

全職員に対する勉強会などを開催し、温室効果ガス抑制のため取り組むことをチェックするなど、総合的な評価をしています。

具体的な取り組み内容としては、パソコンスリープモードの5分設定、両面コピーの徹底、封筒や用紙の再利用、緑のカーテンの設置、などを実施しています。

今後は、環境保全のための事業の実施やエコアクション 21 などの取得を目指す事業者に対し、支援を行っていききたいと思っております。



エコアクション 21 研修会

大井川の中流域を学ぶ視察会

島田市、牧之原市、御前崎市、掛川市、菊川市と吉田町、川根本町の首長・議長で構成する「大井川の清流を守る研究協議会」(会長：川根本町長)では、大井川流域で暮らす住民に中流域の現状を知ってもらい、環境保全に対する理解を深めるために「大井川の中流域を学ぶ視察会」を毎年実施しています。

平成 21 年度に実施した視察会では、大井川用水分水工から中流域のダムなどで講師が説明しながら現地を視察しました。視察を通じて大井川の現状を知ることができ、大井川の大切さ・重要性を改めて感じました。



視察会のようす

クリーンエネルギー機器導入促進事業補助制度

本町では、平成 21 年度からクリーンエネルギー機器(太陽光発電システム、太陽熱温水器、ヒートポンプ型給湯器など)を導入する町民への補助金制度を創設しました。

本事業は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的とし、「緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり」を町民との協働により推進するためです。



太陽光発電

緑のカーテン

本町では、エコアクション 21 の一環事業で行っている「緑のカーテン」が毎年 7～9 月にかけて役場本庁舎の窓ガラス全体を覆っています。

毎日、職員が交代で水かけを行い、アサガオなどのツルで覆われた天然カーテンは、青色や白色の花が咲き来庁者を優しく出迎えております。

「地球温暖化防止を川根本町から」をメッセージに、「緑のカーテン」は役場のほかにも各区や学校施設でも取り組んでおり、地球温暖化防止活動の一役を担っています。



役場に設置した緑のカーテン